



栃木県公報

令和6(2024)年
6月14日(金)
号外
第40号

目次

規 則

○栃木県職員服務規程の一部改正..... 1

規 則

栃木県訓令第9号

本 庁
出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年6月14日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程（昭和39年栃木県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表労働政策課の部の次に次のように加える。

農業総合センター	屋外業務に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	日曜日及び土曜日	月曜日から金曜日まで	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、所属長は、業務の実情に応じ午前6時から午後2時45分まで、午前6時30分から午後3時15分まで、午前7時から午後3時45分まで、午前7時30分から午後4時15分まで、午前8時から午後4時45分まで、午前9時から午後5時45分まで、午前9時30分から午後6時15分まで、午前10時から午後6時45分まで、午前10時30分から午後7時15分まで又は午前11時から午後7時45分までの時間帯に割り振ることができる。	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
----------	-------------	---------------------------	----------	------------	---	------------------------------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(人事課)